



開催期間  
2019年7月27日~8月1日



2019さが総文  
大会マスコットキャラクター  
あさぎちゃん

学習用パソコン通信(平成31年(2019年)2月)に関するお問合せ先

佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室

電話 0952-25-7222

メール gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

佐賀県のICT利活用教育の取組やイベント等について、ホームページでお知らせしています。

県庁ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp/>

トップページ→「くらし・子育て」→「教育委員会」→「学校教育全般」→「ICT利活用教育」

※合格者登校日に持参してください

## 平成31年度(2019年度) 学習用パソコンの取扱について



## 目 次

ICT利活用教育の取組の背景と目的	..... P1
新たな時代に対応した学習スタイル	..... P1
学習用パソコンの活用例	..... P2
ICT利活用教育に関する取組や生徒の皆さんの意識について	..... P4
1. 高校生ICT利活用プレゼンテーション大会	..... P4
2. 教職員によるICT利活用教育指導事例発表	..... P4
3. 県立高校の生徒の皆さんの意識について	..... P4
県立高校における平成31年度(2019年度) 新1年生への学習用パソコンの無償貸与等について	..... P5
1. 学習用パソコンの生徒への無償貸与について	..... P5
◆ デジタル教材の購入について	
2. 学習用パソコンの取扱いについて	..... P6
3. 学習用パソコンの故障、紛失等への対応について	..... P6
学習用パソコンの仕様について	..... P7
セキュリティ対策について	..... P7
学習用パソコンについてのご質問	..... P8
学習用パソコンの貸与手続について	..... P10
佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書	



## ICT利活用教育の取組の背景と目的

今日の社会では、高度情報化やグローバル化、少子高齢化等が急速に進んでいます。そうした中、今後ますます重要視されるのが、情報活用能力やコミュニケーション力です。その育成を通して、児童生徒一人一人が、社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたって夢や目標を持ち続け、その実現に取り組むことができるようになりますが、今日及びこれから教育には求められています。

佐賀県では、一人一人の個性や能力に応じたわかりやすい授業を実施し、情報活用能力やコミュニケーション力の向上につなげることを目的に、全県規模でICT利活用教育に取り組んでいます。特に、平成26年度からは、県立高校全校で、電子黒板と一人1台の学習用パソコンを利用した教育を進めています。

県教育委員会では、今後も引き続き、よりよい教育の実現に向けて、ICT利活用教育に取り組みます。

## 新たな時代に対応した学習スタイル

次期学習指導要領の実施に向けて、主体的・対話的で深い学びへの関心が高まっており、その実現には、ICTの利活用が効果的と考えられています。

現行の学習指導要領においても、授業を通して、コンピュータ等の操作スキル、情報モラルやネットワーク等の知識を身につけ、ICTを主体的に活用できるようにすることと示されています。

佐賀県では、ICT利活用教育に取り組むことにより、「情報を収集したり整理したりする」「文章や表・グラフを作成する」「スライドや資料を使って発表する」といった主体的な学習活動を通して、生徒の皆さんの情報活用能力の育成を図っていきます。



# 学習用パソコンの活用例

学習用パソコンは、学校や家庭などで、  
このように活用されています。



Start!



## 朝のホームルーム

- 配信される日報を見ながら1日のスケジュール管理
- 電子版の新聞で、最新のニュースをチェック

① 1時間目



文書作成だけでなく  
いろいろな用途で  
活用しています！



② 2時間目  
国語総合



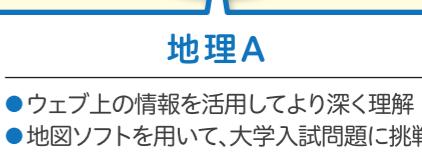
③ 3時間目

## 体育

- 画像や動画で日々の学習活動を記録
- 定期的に振り返り、自分の歩みを確認

④ 4時間目  
家庭基礎

⑤ 5時間目  
昼休み(昼食等)



⑥ 6時間目  
化学基礎

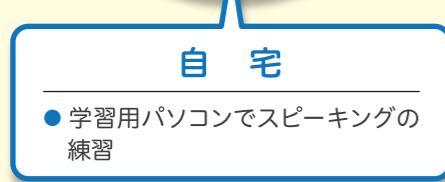


## 帰りのホームルーム

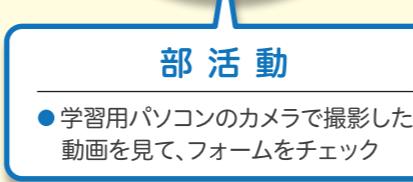
- 配信された宿題をダウンロード
- 次の日のスケジュールを確認
- 1日の活動を振り返って記録

## 地理A

- ウェブ上の情報を活用してより深く理解
- 地図ソフトを用いて、大学入試問題に挑戦



- 学習用パソコンでスピーチングの練習



- 学習用パソコンのカメラで撮影した動画を見て、フォームをチェック

※発行日現在、県立高校で行われている取組を例示したものです。

## ICT利活用教育に関する取組や生徒の皆さんの意識について

### 1. 高校生ICT利活用プレゼンテーション大会

ICTへの関心や情報活用能力を高めるため、毎年、プレゼンテーション大会を開催しています。平成30年度は、111個人、22グループの応募がありました。

学校生活で学んだことから発表内容を設定し、学習用パソコンなどで発表資料を作成し、高校生ならではの視点で情報発信を行っています。

【平成30年度上位入賞者】

部門	賞の名称	タイトル	出場者(グループ)名	学校名
個人	最優秀賞	Peace & Gender	北村菜々	致遠館高校
	優秀賞	美味しく健康に～父のためにできること～	辻田友喜	牛津高校
グループ	最優秀賞	チャンスをつかめ！～松原香るお土産づくり～	唐津南高校虹の松原班 メガネ担当	唐津南高校
	優秀賞	「ショウガイ」スポーツを楽しむ	パラスポーツ応援隊	佐賀工業高校

### 2. 教職員によるICT利活用教育指導事例発表

教職員のICTを利活用した【平成30年度 最優秀賞・優秀賞発表者】

実践事例や学校単位での取組について募集し、特に優れているものについて、紹介及び表彰を行います。また、これらの実践事例や取組を全県で共有することで、教職員の指導力を向上させ、本県教育の質の向上につなげる目的で開催しています。

賞名	学校名 職・氏名	教科・科目	タイトル
最優秀賞 佐賀県 教育長賞	みやき町立北茂安小学校 教諭 大家 淳子	国語・算数・特活・総合的な学習の時間他	情報活用能力を育てる授業実践 —児童による主体的なICT活用を通して—
優秀賞	小城市立牛津中学校 教諭 山口 和宏	技術・家庭科 (技術分野)	新学習指導要領に対応したプログラミング学習の工夫と実践
優秀賞	唐津東高等学校 教諭 藤谷 康之	外国語・コミュニケーション英語I	ICTを利用した英語4技能教育の実践

### 3. 県立高校の生徒の皆さんの意識について

ICT利活用教育の充実により、教育の質を向上させることを目指し、生徒の皆さんに意識調査を実施しています。右のグラフは、平成26年度の学習用パソコン導入からの県立高校生の意識を比較したもので

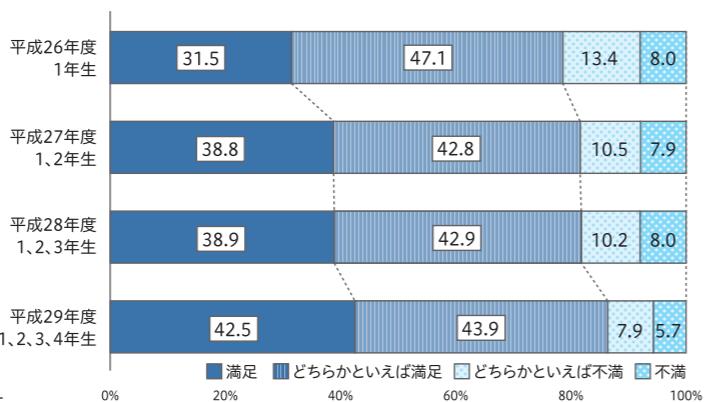
調査対象：県立高校生  
調査時期：H27年3月末  
H28年3月末  
H29年2月末  
H30年2月末



#### ICTを利用した授業の満足度(生徒)

平成26年度～平成29年度

【問】ICTを利用した各教科の授業に満足していますか。



次のページからは、学習用パソコンの無償貸与等についてのお知らせです。 ➡

## 県立高校における平成31年度(2019年度) 新1年生への学習用パソコンの無償貸与等について

このページからは、学習用パソコンの無償貸与等についてのお知らせです。

### 1. 学習用パソコンの生徒への無償貸与について

- 佐賀県では、平成26年度から全県立高校において生徒一人1台の学習用パソコンを導入するに際し、生徒(保護者)が購入する形で導入しましたが、平成30年度からは、佐賀県が整備し、在学期間中、生徒に無償で貸与するよう見直しました。
- 平成31年度に県立高校に入学される新1年生(通信制を除く)が使用する学習用パソコンについては、佐賀県から無償貸与されます。貸与された学習用パソコンは、県立高校在学中に限り使用でき、卒業時には佐賀県に返却していただきます。返却後は、別の生徒に引き続き貸与しますので、大切に使用してください。

#### ◆ デジタル教材の購入について

- 学習用パソコンで使用するデジタル教材については、紙の副教材と同様に、保護者に購入していただきます(教科書準拠の教材の一部を除く)。
- 保護者に購入していただく教材としては、問題集や資料集、自己学習用の個別学習ソフト、辞書ソフト、電子版新聞等を予定しています。
- 使用するデジタル教材については、それぞれの県立高校で選択されます。
- デジタル教材購入費については、紙の副教材と同様に、保護者納付金等として、入学式当日に現金で納付していただきますが、学校により手続きが異なる場合もありますので、それぞれの県立高校の説明に基づき、お支払いください。



学習用パソコンで  
授業時や放課後、自宅でも  
デジタル教材を利用した  
学習ができます!

## 2. 学習用パソコンの取扱いについて

- 学習用パソコンは、学校および学校外(自宅等)で使用できます。
- 学習用パソコンは、毎日自宅に持ち帰っていただきます。
- 学習用パソコンは、毎日自宅で充電し、忘れずに持参してください。
- 持ち運びの際は、学習用パソコンとキーボードを一体として付属の専用ケースに入れてください。
- 学習用パソコンの学習以外への使用は控えてください。
- 学習用パソコンは、許可された使用者(生徒本人)以外は使用しないでください。
- 学習用パソコン一式(キーボード、専用ペン、ACアダプタ、専用ケース)は、破損や紛失等のないよう、適切に管理し、使用してください。
- 学習用パソコンを電車やバスに置き忘れたり、自転車のかごに入れたまま自転車を離れたりすることなどがないよう気を付けてください。
- 各県立高校で別途定める「学習用パソコン利用規約」(学校から配布予定)及び「貸付け規程」を守ってください。

## 3. 学習用パソコンの故障、紛失等への対応について

### 手続き

- 学習用パソコンに不具合や故障が発生した場合、紛失や盗難が発生した場合は、速やかに担任の先生へご連絡ください。
- 学習用パソコンをなくしたり、盗難にあったりした場合は、警察に、遺失物届、盗難届を出すなどの手続きを行っていただき、警察からの証明書を添付して、学校に届出でいただく必要があります。
- 事象ごとに必要書類や手続きが異なりますので、学校の指示に従ってください。

### 費用の負担

- 学習用パソコンの通常の使用による故障及び軽微な過失による故障、紛失、盗難などに係る原状回復費用については、佐賀県が負担します。
- 故障、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、生徒(保護者)に費用を負担していただくことになります。



## 学習用パソコンの仕様について

### ◆ 学習用パソコンの主な仕様

- OS:Windows 10 Education 64bit
- Office:Office 365 ProPlus (Word、Excel、PowerPointなど)
- ディスプレイ:10.1型ワイド
- 取り外し可能なキーボード付き
- カメラ及び無線LAN内蔵
- バッテリー駆動時間:約10時間
- 専用ペン、キャリングケース付き



※在籍期間中に異なる機種に変更となる場合があります。

## セキュリティ対策について

### ◆ 学習用パソコンには、安心して使用できるように以下のようなセキュリティ対策を行っています。

- 不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフトを導入しています。
- 学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトを導入しています。
- 学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

### ◆ 学習用パソコンを使用する生徒に以下のようなことを守ってもらっています。

#### 学習用パソコンの使用や管理について

- 学習用パソコンを他者に使用させない。
- 学習用パソコンを起動したまま放置しない。
- 破損や紛失、盗難に注意をする。
- インターネットを利用する場合は、学習活動に関係ないサイトにアクセスをしない。
- 学習用パソコンに入っている基本ソフトウェア(OS)やインストールされているソフトの改造を行わない。
- 外部記憶媒体(USBメモリ等)を使用する場合は、必ずウイルスチェックを行う。

#### アカウント(ID・パスワード)の管理について

- アカウント(ID・パスワード)は、厳重に管理をする。
- パスワードは、不定期に変更をする。
- パスワードを設定する際は、容易に推測できる連続した文字や数字を使わないようにする。



## 学習用パソコンについてのご質問

### 質問① 学習用パソコンの充電は学校ではなく家庭でするのでしょうか。

A 学習用パソコンは個人の学習用として自宅でも活用できます。持ち帰って家庭での充電をお願いします。

### 質問② 学習用パソコンの充電を忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか。

A 学習用パソコン自体を忘れたり、充電を忘れたりした生徒に対しては、ほかの教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。そのうえで、予備の学習用パソコンを貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。

### 質問③ 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか。

A 新たに契約する必要はありません。インターネット環境がある家庭では、インターネットへの接続が可能です。ただし、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

### 質問④ 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか。

A 学習用パソコンには、生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフト、ウィルス感染を防ぐウィルス対策ソフトなど、セキュリティに関する対策を行っています。また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

### 質問⑤ 毎日持ち帰るための専用ケースはありますか。

A 学習用パソコンと合わせて専用ケースを貸与します。学習用パソコン本体を保護する機能ももっていますので、持ち帰りの際にはケースに入れてください。

### 質問⑥ 学習用パソコンは個人的な旅行に持って行ってもよいですか。

A 原則、個人的な旅行への持ち出しが認めませんが、修学旅行や研修等の際の持ち出しが学校長が判断します。  
ただし、国内での使用を前提としているので、海外に行くことはできません。  
使用にあたっては、学校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。

### 質問⑦ 学習用パソコンが壊れてしまった場合は、パソコンを使う学習についてはどうなりますか。

A 他の学習用パソコンを貸し出しますので、学習活動に支障はありません。

### 質問⑧ 学習用パソコンを壊してしまった場合の費用負担はどうなるのですか。

A 通常使用の範囲であれば、修理費用は県が負担します。  
ただし、「故意」または「重大な過失」による故障の場合は、生徒(保護者)負担になります。

### 質問⑨ 紛失、盗難にあった場合にはどうすればいいのですか。

A 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。学校の指示に従ってください。  
なお、「故意」または「重大な過失」による紛失・盗難の場合は、生徒(保護者)負担により原状回復していただくことになります。

### 質問⑩ 兄姉等が学習用パソコンとして使用していたものを引き続き使いたいのですが、可能でしょうか。

A 平成30年度入学生からは、県が整備する学習用パソコンを貸与し、使っていただくこととされています。

### 質問⑪ 保護者が負担するデジタル教材の購入費用の支払方法についてはどのような方法がありますか。

A お支払については、学校により異なる部分もありますが、基本的には紙の副教材と同じように、保護者納付金等で一括、もしくは分割で支払う形となります。  
また、生活保護世帯については、教材購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、お近くの福祉事務所へご相談ください。

### 質問⑫ 学習用パソコンは家族が使用してもいいですか。

A 学習用パソコンは、生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、生徒本人以外は使用できません。

## 学習用パソコンの貸与手続について

### ◆ 学習用パソコンの貸与を受けるための必要な手続 ◆

- ① 「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書(様式第1号)」に必要事項をご記入のうえ、各県立高校が指定する日までに各県立高校にご提出ください。
- ② 審査後、各県立高校から「佐賀県学習用パソコン等貸付決定通知書(様式第2号)」が配布されます。「貸付決定通知書」は在学中は大切に保管をしてください。
- ③ 学習用パソコン等の受取後、「物品受領書」を各県立高校にご提出ください。

※ 学習用パソコンを貸与する際、各県立高校で、基本的な操作方法、使用時の注意点等について説明会の開催を予定しています。

この手続きは「佐賀県学習用パソコン等貸付規程」によるものです。

貸付規程は、県庁ホームページ<http://www.pref.saga.lg.jp/>でご確認ください。  
(トップページ⇒「くらし・子育て」⇒「教育委員会」⇒「学校教育全般」⇒「ICT利活用教育」)

#### 【学習用パソコン貸与スケジュール】

受け ける ため の手 続 を 学 習 用 パ ソ コ ン の 貸 与 を	3月中旬～下旬 (各県立高校が指定する日)		4月 (入学式以降で各県立高校が指定する日)	
	①「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書」を高校に提出	②「佐賀県学習用パソコン等貸付決定通知書」を受領	③学習用パソコン等を受取  ※受取後、「物品受領書」を高校に提出	

### 様式第1号(第9条関係)

#### 佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書

平成 年 月 日

佐賀県教育庁学校教育課長 様

佐賀県学習用パソコン等貸付規程第9条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件及び佐賀県学習用パソコン等貸付規程を遵守します。

申請者 (利用者)  <small>(ふりがな) 氏名</small>  ※署名は必ず本人が行ってください。	住 所
申請者が在籍 (予定)の学校	佐賀県立 高等学校
親権者又は 未成年後見人  <small>(ふりがな) 氏名</small>  ※署名・押印は必ず本人が行ってください。 電話番号 ( ) 申請者との関係 ( )	住 所  <small>(ふりがな) 氏名</small>  印

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

## 貸付条件

1. 利用者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1)貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
  - (2)貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3)貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (4)貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (5)各学校長が別に定める学習用パソコン等利用規約等に反する行為を行うこと。
  - (6)その他この規程の目的及び貸付決定書に記載される遵守事項に反すること。
3. 利用者は、学校教育課長又は学校長から貸付物品の運営間にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校教育課長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 県又は県立高校は、県又は県立高校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、学校長が別に定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
11. 貸付期間中であっても、県又は県立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の親権者又は未成年後見人は、貸付規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
14. その他、学習用パソコン等の利用に際しては、県及び県立高校の指示に従うものとする。

佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書

佐賀県教育庁学校教育課長 様

新入学は入学日、年度途中の場合は提出時の日付を記入してください。

平成31年4月10日

佐賀県学習用パソコン等貸付規程第9条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件及び佐賀県学習用パソコン等貸付規程を遵守します。

申請者は生徒本人となります。

申請者 (利用者)	住 所 佐賀市〇〇町〇〇番〇〇号 (ふりがな) さが まなぶ 氏 名 佐賀 学 ※署名は必ず本人が行ってください。
申請者が在籍 (予定)の学校	佐賀県立 佐賀 高等学校
親権者又は 未成年後見人	住 所 同上 (ふりがな) さが たろう 氏 名 佐賀 太郎 佐賀印 ※署名・押印は必ず本人が行ってください。 電話番号 0952 (〇〇) △△△△ 申請者との関係 (父)

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにの 使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

申請者(生徒)、親権者等(保護者)は  
それぞれ自署してください。  
親権者等は自署と押印の両方が必要です。